

## 別紙 1

## 審査基準

評価項目	評価基準	配点
1 事業内容及び実施方法		40 / 100
・ 事業の目的・趣旨との整合性	・ 事業の目的及び趣旨との整合性が取れているか。	10
・ 事業内容の妥当性	・ 県の販路拡大事業として妥当な内容であるか。 ・ 業務内容及び業務量に応じた費用積算となっているか。	15
・ 実施方法の妥当性・独創性	・ 実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか。 ・ 事業規模が適正であり、事業目的が確実に達成できるか。 ・ 独創性のある提案となっているか。	15
2 事業の効果		25 / 100
・ 事業の効果性	・ 事業の実施により、県産品の新たな海外販路拡大が期待できるか。	15
・ 波及効果の有無	・ 事業の波及効果が見込まれるか。 ・ 事業終了後も事業実施効果が見込まれるか。	10
3 事業実施主体の適格性		35 / 100
・ 実施体制の適格性	・ 事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・ 手法、日程等に無理がないか。 ・ 県からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
・ 知見、専門性等の有無	・ 当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。	10
・ 実績の有無	・ 過去の官公庁との契約実績はどの程度のものか。 ・ 当該事業と同様の事業の過去の契約実績はどの程度のものか。	10
・ 経理処理能力の適格性	・ 事業を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか。	5

審査員3人の総計300点中、181点を最低ラインの目安とし、これを下回る場合は審査員間で協議する。